

消費者庁・国民生活センターから子どもの事故・危険について注意喚起されている事項をお知らせします

～消毒剤・除菌剤の取扱いに留意しましょう～

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、消毒剤や除菌剤（以下「消毒・除菌剤」という）などを使用することが日常的となりましたが、自宅や店舗等で消毒・除菌剤が子どもの目に入ってしまった、または誤って口にしてしまったという事故が報告されておりますので、ご注意くださいようお願いいたします。

ご家庭では携帯用ジェルタイプの消毒・除菌剤が子どもの手の届くところに置かれていて事故につながる可能性があるほか、店舗等で設置されている消毒・除菌剤は、ちょうど子どもの目線の高さに設置されていることが多く、センサー式で適量が噴霧されるタイプのものもあり、子どもが顔を覗きこんだ場合に事故につながる可能性があります。

誤飲してしまった場合は、中毒症状が出る場合があります。誤飲したかどうかは分からず、病院を受診するかなど判断に迷った場合は、日本中毒情報センターに相談することもできます。

目に入った場合は、目をこすらないように注意して直ちに洗眼し、早期に病院を受診しましょう。
○消毒・除菌剤は使用方法等の説明書きを確認し、記載されている注意事項を守りましょう。子どもの手荒れも増加しておりますので、可能な限りハンドソープなどの手洗いにより消毒・除菌をこころがけましょう。

○ご家庭では、消毒・除菌剤は子どもの手の届かないところに保管しましょう。

○携帯用容器で持ち歩く場合は、子どもが簡単に取り出せないように、かばんの中にするなどの工夫をしましょう。

○店舗に設置されている消毒・除菌剤は子どもだけで近づかせず、自動で噴霧されるものは、覗き込んだりしないよう言い聞かせましょう。

○他のお客さんの衣服や靴に消毒・除菌剤を飛散させてしまうこともありますので、噴射方向や周囲の状況を確認してから使用しましょう。

掲載元：消費者庁 <https://www.caa.go.jp/>

独立行政法人国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>

公益財団法人 日本中毒情報センター つくば中毒110番 ☎029-852-9999



令和4年度保険料率改定のお知らせ

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

令和4年3月分（4月納付分）から健康保険料率は10.39%（マイナス0.06%）、介護保険料率は1.64%（マイナス0.16%ポイント）となります。加入者の皆さまには、引き続き医療費適正化等の取組にご協力いただきますようお願い申し上げます。

■お問い合わせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）北海道支部 ☎011-726-0352（代表）